

札幌市地域防災計画

【道路事故災害対策】

札幌市防災会議

平成 16 年 7 月作成

令和 8 年 6 月修正

目 次

第 1 章 総則	1
1 計画の目的	1
2 計画の適用範囲	2
3 関係機関の役割	3
第 2 章 災害予防計画	7
1 道路管理者等による災害予防活動	7
（1）現況道路の維持管理	7
（2）道路整備目標	7
（3）関係機関相互の連絡及び業界団体等との協力	7
2 情報連絡体制	8
（1）平常時及び災害時の情報連絡体制	8
（2）道路情報ネットワークの整備	8
3 防災知識の普及及び防災訓練の実施	10
（1）職員に対する研修・講習等の実施	10
（2）道路利用者に対する防災知識の普及	10
（3）防災訓練の実施	10
第 3 章 災害応急対策計画	11
1 災害発生時の活動体制	11
（1）地震・風水害・雪害による道路事故災害	11
（2）その他原因による道路事故災害	16
2 応急対策活動	19
（1）消火・救助・救急	19
（2）避難・誘導	19
（3）交通規制	19
（4）被災箇所補修及び緊急点検等	21
（5）緊急時の除雪対策	22
（6）自衛隊の派遣要請	22
（7）その他	22
3 道路事故災害時における対応シナリオ	23
第 4 章 災害復旧対策計画	25
1 道路復旧事業の実施	25
2 復旧対策活動状況の情報連絡及び広報活動	25
3 財政援助等道路復旧事業に関する法令	26

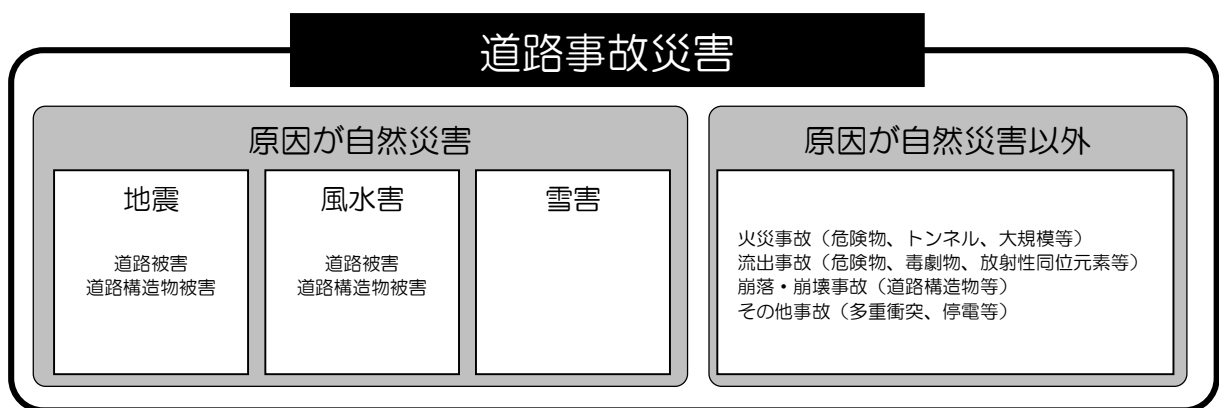
第1章 総則

1 計画の目的

道路事故災害とは、地震・台風等の自然災害による道路構造物の被災（道路陥没、落橋、道路上での重大事故）、トンネル・橋梁等における多重衝突事故や危険物の流出・炎上・爆発等の道路が正常に利用できない事象である。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の第42条に基づき定めた札幌市地域防災計画の事故災害対策編のうち、道路事故災害対策についてまとめたものであり、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧対策計画について定め、札幌市内において道路事故災害が発生又は発生のおそれがある事態となった場合の市民の生命と財産を守ることを目的とするものである。

図1 道路事故災害



－ 用語の定義 －

- 道路管理者：道路法上の道路において、安全かつ円滑な交通の確保を図るため、道路の管理権限を行う者であり、本対策計画では道路管理の実務を担当する各部署をいう。
 - ・国道 → 北海道開発局札幌開発建設部
 - ・道道 → 札幌市（政令指定都市の特例措置「土木行政に関する事務」）
 - ・市道 → 札幌市
 - ・高速道路 → 東日本高速道路株式会社北海道支社
- 河川管理者：河川法で定められる河川を管理する者であり、本対策計画では河川管理の実務を担当する各部署をいう。
 - ・一級河川 → 北海道開発局札幌開発建設部、ただし一級河川指定区間において権限の一部を北海道空知総合振興局札幌建設管理部、札幌市に委任
 - ・二級河川 → 北海道空知総合振興局札幌建設管理部
 - ・準用河川 → 札幌市
 - ・普通河川 → 札幌市
- 警察：道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、交通の規制を行うものであり、本対策計画では北海道警察本部をいう。
 - * 道路管理者及び河川管理者は各機関の長となる。
- 道路構造物区間：橋梁（高速道路高架部含む）、トンネル、立体交差構造（アンダーパス、オーバーパス）
- 土工（一般）区間：単路及び平面交差点等の道路構造物ではない区間

2 計画の適用範囲

この計画では、原則として札幌市内における高速道路、国道、道道及び市道において発生又は発生するおそれのある道路事故災害を適用範囲とする。

道路事故災害は、地震・台風等の自然災害によるものや多重衝突や危険物流出等の人的災害によるものに大別され、死者、負傷者の発生等の被害のほか、通行止めや通行規制さらには交通渋滞を引き起こすものであり、いずれも“道路が正常に利用できない事象”である。

また、札幌市及び他都市における道路事故災害履歴から、道路事故災害は多種多様である。したがって、迅速かつ確実な対応を図るため、道路事故災害を地震、風水害、雪害によるものと、その他の原因による災害に分類してとらえる。

図 2 計画の適用範囲



3 関係機関の役割

道路事故災害に係る各関係機関における役割について、表1～表4の通りである。

この項においては、地震災害等の大規模なものではなく、道路構造物の崩壊や多重衝突事故等の道路事故災害を想定した関係機関の役割について示している。なお、この項に記載する以外の対応が必要な場合は、地震災害対策編及び風水害対策編等を適用する。

表 1 札幌市の各部局の主な役割

部 局 名	役 割
危機管理局	1 全庁的な調整に関すること ② 災害情報の収集、伝達及び報告に関すること ③ 自衛隊等の災害派遣要請、その他防災関係機関との総合調整に関すること 4 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること
総務局	1 災害に関する相談、苦情等の処理の総合調整に関すること 2 新聞、放送等による災害広報に関すること
保健福祉局	1 医療調整に関すること
建設局★	1 管轄する道路構造物の整備点検・補修等に関すること 2 防災資機材等の確保及び整備点検等に関すること 3 関係機関及び内部における道路情報の収集・伝達及び報告に関すること 4 道路防災に関する知識の普及及び啓発に関すること ⑤ 被害状況の把握に関すること ⑥ 道路の応急対策の総合調整に関すること ⑦ 関係機関及び内部における災害情報の伝達・収集及び広報に関すること ⑧ 災害現場における通行規制等警察機関との連絡に関すること ⑨ 消防機関等への出動要請に関すること ⑩ 災害箇所の応急対策に関すること ⑪ 管轄する道路構造物の緊急点検・補修等に関すること 12 管轄する道路の被害調査・復旧対策に関すること
消防局	① 災害情報の収集、伝達及び報告に関すること ② 災害危険箇所の警戒活動に関すること ③ 災害現場における緊急避難対策及び応急援護等に関すること ④ 警戒区域の設定に関すること ⑤ 消火・救急・救助に関すること
区役所	① 区域内の災害情報の収集・伝達及び報告に関すること ② 災害弱者施設等への情報の伝達に関すること ③ 災害危険区域への広報活動に関すること ④ 避難場所の開設及び避難者の受け入れに関すること ⑤ 道路に係る警戒巡視活動、被害調査及び応急対策に関すること 6 障害物の除去、清掃等に関すること

※1 ★印は道路管理者

※2 丸数字は応急活動に関する役割

表 2 防災関係機関の主な役割（その1）

部 局 名	役 割
北海道開発局 札幌開発建設部★	1 管轄する道路施設の維持に関する事 ② 被害状況の把握に関する事 ③ 道路の応急対策の総合調整に関する事 ④ 関係機関及び内部における災害情報の伝達・収集及び広報に関する事 ⑤ 災害現場における通行規制等警察機関との連絡に関する事 ⑥ 消防機関等への出動要請に関する事 ⑦ 災害箇所の応急対策に関する事 ⑧ 管轄する道路構造物の緊急点検・補修等に関する事
陸上自衛隊第 11 旅団	① 災害派遣による救援活動に関する事 （自衛隊法に基づく自主判断による出動含む）
北海道警察本部	① 被害状況の把握に関する事 ② 住民の避難に関する事 ③ 警戒区域の設定に関する事 ④ 被災者の救出・救援、不明者の捜索に関する事 ⑤ 緊急輸送路の確保、交通規制に関する事 ⑥ 関係機関の行う災害応急対策の援助に関する事 ⑦ 関係機関の行う復旧対策の援助に関する事
北海道（石狩振興局）	1 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関する事 2 防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 ③ 避難指示に関する事 ④ 被災者に対する救助、救護及び救援に関する事 ⑤ 障害物の除去、清掃、防疫その他保健衛生に関する事 ⑥ 災害情報の伝達、収集及び広報に関する事 ⑦ 自衛隊の災害派遣要請に関する事 8 災害復旧対策に関する事
北海道空知総合振興局 札幌建設管理部★	1 管轄する道路施設の維持に関する事 ② 被害状況の把握に関する事 ③ 道路の応急対策の総合調整に関する事 ④ 関係機関及び内部における災害情報の伝達・収集及び広報に関する事 ⑤ 災害現場における通行規制等警察機関との連絡に関する事 ⑥ 消防機関等への出動要請に関する事 ⑦ 災害箇所の応急対策に関する事 ⑧ 管轄する道路構造物の緊急点検・補修等に関する事
東日本高速道路株式会社 北海道支社★	1 高速道路の道路施設の維持に関する事 ② 被害状況の把握に関する事 ③ 高速道路の応急対策の総合調整に関する事 ④ 関係機関及び内部における災害情報の伝達・収集及び広報に関する事 ⑤ 災害現場における通行規制等警察機関との連絡に関する事 ⑥ 消防機関等への出動要請に関する事 ⑦ 災害箇所の応急対策に関する事 ⑧ 高速道路の道路構造物の緊急点検・補修等に関する事

※ 1 ★印は道路管理者

※ 2 丸数字は応急活動に関する役割

※ 3 北海道（石狩振興局）における避難の指示等に関しては、災対法第 60 条、水防法第 29 条及び地すべり等防止法第 25 条の規定による場合の都道府県知事の役割

表 3 防災関係機関の主な役割（その2）

部 局 名	役 割
札幌管区気象台	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

※1 ★印は道路管理者

※2 丸数字は応急活動に関する役割

表 4 市民、各施設管理者、自主防災組織等の役割

機 関 名	役 割
市民	① 異常現象等の災害情報の収集に関すること ② 災害情報の防災関係機関への通報に関すること ③ 自ら危険を察知した場合の自主避難活動に関すること ④ 周辺住民の避難活動の支援に関すること ⑤ 避難場所の運営に係る支援に関すること ⑥ 札幌市及び防災関係機関が行う避難指示等に従うこと ⑦ 避難訓練等、自主防災活動への参加に関すること ⑧ 地域の災害危険箇所の把握に関すること

※1 丸数字は応急活動に関する役割

第2章 災害予防計画

1 道路管理者等による災害予防活動

(1) 現況道路の維持管理

ア 道路パトロール

道路交通の安全と円滑なる交通確保、道路及び道路構造物の保全、危険箇所の早期発見並びに対策、その他事故発生の防止等のため、道路パトロールを実施する。

イ 点検・補修

道路及び道路構造物の点検を実施し、危険箇所が発見された場合には、緊急点検及び補修を実施する。

ウ 除雪対策

冬季に道路事故災害が発生した場合においても、被災箇所の迅速な応急措置を実施するための資機材の輸送や復旧車両の通行を確保するために、日常における除雪体制を整備する。

(2) 道路整備目標

継続的な発展を目指すこれからの都市づくりのための道路ネットワーク（札幌都市圏の連携を強化する広域道路整備、都市交通の円滑化を図る幹線道路整備）を着実に推進する。

また、市内の交通事故多発箇所の改善として、事故危険箇所に指定された交差点などの安全対策に取り組む。

(3) 関係機関相互の連携及び業界団体等との協力

道路管理者は、道路事故災害の発生に備えて、警察、消防等の関係機関相互の連携体制、道路災害の応急措置、被災者等への対応、広報活動等について日頃から十分な協議に努める。

また、道路事故災害が発生した場合には、専門技術者や資機材等を確保するため、あらかじめ建設業者・建設コンサルタント等の業界団体の協力が得られるように協定の締結に努める。

また、大学又は研究機関に対しては、災害応急対策又は当該災害に原因調査等の指導・助言を得る等の支援が受けられるように協力体制の整備に努める。

2 情報連絡体制

(1) 平常時及び災害時の情報連絡体制

ア 平常時の情報連絡体制の整備

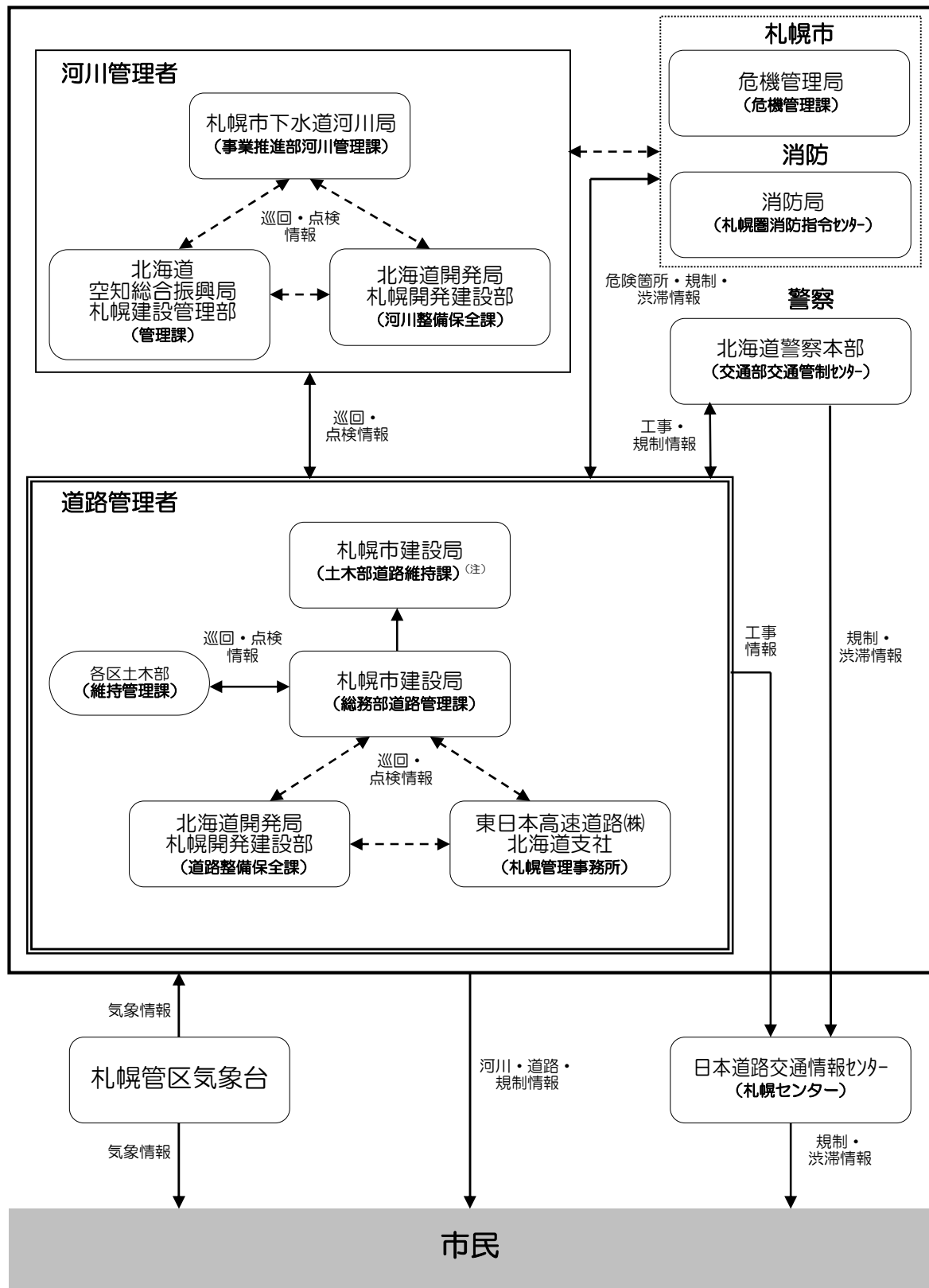
平常時の情報連絡体制は、図 に示す通りである。管理する道路及び河川に関する巡回・点検等や工事・規制等の情報を、情報内容によって定期的に情報連絡する体制の整備に努める。また、市民に対しては十分な広報活動を実施する。

なお、情報の連絡手段については、電話・FAX・インターネットホームページ・電子メール等効果的な手段を活用する。

イ 災害時等の情報連絡体制の整備

道路事故災害が発生した又は発生するおそれがあるような危険情報があった場合においては、迅速な応急対策又は災害発生防止に努め、札幌市関係部局をはじめとして各関係機関との情報連絡体制を整備し、市民等への広報活動を実施する。なお、夜間・休日においても直ちに連絡が取れる体制を整備する。

図 3 平常時の情報連絡体制



定期的又は状況変化に応じて情報伝達。 不定期に情報伝達。
 (注) 冬季(11月～3月)においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。

3 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(1) 職員に対する研修・講習等の実施

実際に災害が発生した時に迅速かつ的確な対応が図られるための、災害への知識及び市の防災体制等の知識を普及するために、札幌市の職員を対象とした、研修や講習会を実施する。また、各職場において、事務分掌や業務マニュアルで定められた災害応急対策の役割について理解を深める。

(2) 道路利用者に対する防災知識の普及

道路管理者は、道路事故災害発生時の被害拡大防止と避難等の知識普及のため、ポスターの掲示、新聞広告、パンフレットの配布、ホームページ等を通じて日頃から道路利用者に対する広報活動を実施する。

(3) 防災訓練の実施

広報や研修などの機会を通して習得した防災知識も、平常時の訓練の積み重ねによって、はじめて実践的な行動力が発揮される。また訓練を行うことによって、市・防災関係機関・地域が一体となった連携体制を築くことができる。

道路事故災害には様々な種類が挙げられるが、道路構造の面から見れば、ある程度絞った想定ができる。日ごろからの防災訓練の実施により、今後いつどのような災害が発生しても、迅速かつ的確な対応が図られるなど、災害対応の実践を習熟するように努める。

- 初動体制や情報連絡体制等、災害発生時における関係機関及び地域等との連携がとれるような訓練を実施する。
- 夜間・休日など勤務時間外の災害発生を想定し、職員の参集、情報伝達収集等の訓練を実施する。
- 各区分に区役所・消防署・町内会等が参加し、地域の連携がとれるような訓練を実施する。

第3章 災害急応対策計画

1 災害発生時等の活動体制

災害発生時における応急対策活動のうち、活動体制について以下に示す。

日頃から道路管理者間の密接な情報連絡体制を確立し、また、災害発生時には各道路管理者は必要に応じ危機管理局危機管理課へ情報を提供し、情報の共有化を図る。

(1) 地震・風水害・雪害による道路事故災害

ア 災害発生時における職員の動員・配備

(ア) 地震時の動員・配備

地震災害が発生した場合は、表5に示す配備体制をとり、対策に必要な職員を動員し、道路事故災害へ対応する。

(イ) 風水害時の動員・配備

風水害の場合は、表6に示す配備体制をとり、対策に必要な職員を動員し、道路事故災害へ対応する。

(ウ) 雪害時の動員・配備

雪害の場合は、表7に示す配備体制をとり、対策に必要な職員を動員し、道路事故災害へ対応する。

イ 警戒配備時又は災害発生のおそれがある場合の情報連絡体制

警戒配備時又は災害発生のおそれがある場合の情報連絡体制は、図に示す通りであり、関係機関との情報の共有化を図り、また市民に対する十分な広報活動を実施する。

なお、情報の伝達手段については、電話・FAX・インターネットホームページ・電子メール等とし、より確実な情報連絡を実施する。

ウ 非常配備時の情報連絡体制

非常配備時の情報連絡体制は、図に示す通りであり、札幌市災害対策本部が統括する。

表 5 職員の動員・配備（地震）

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	(1) 市域で震度 4 の地震が発生した時	危機管理局・総務局・デジタル戦略推進局・建設局・下水道河川局・都市局・水道局・交通局・消防局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡体制 ③災害危険地域等の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備
第 1 非常配備	(1) 市域で震度 5 弱の地震が発生した時	職員の 1/3 以上	①災害対策本部の設置 ②災害応急対策
第 2 非常配備	(1) 市域で震度 5 強の地震が発生した時	職員の 2/3 以上	
第 3 非常配備	(1) 市域で震度 6 弱以上の地震が発生した時	全職員	

『札幌市地域防災計画（地震災害対策編）』より

表 6 職員の動員・配備（風水害）

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨又は強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	危機管理局・総務局・デジタル戦略推進局・保健福祉局・子ども未来局・建設局・下水道河川局・都市局・交通局・消防局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地域等の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備
第 1 非常配備	(1) 札幌市に暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水に関する気象警報等が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	概ね職員の 1/3	①災害対策本部の設置 ②災害応急対策
第 2 非常配備	(1) 複数の区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2) 札幌市に気象特別警報（暴風、暴風雪、大雨又は大雪）が発表された場合	概ね職員の 2/3	

第3 非常配備	(1) 本市域の全域に甚大な被害をもたらす災害の発生し、又は発生するおそれがある場合	全職員	
---------	--	-----	--

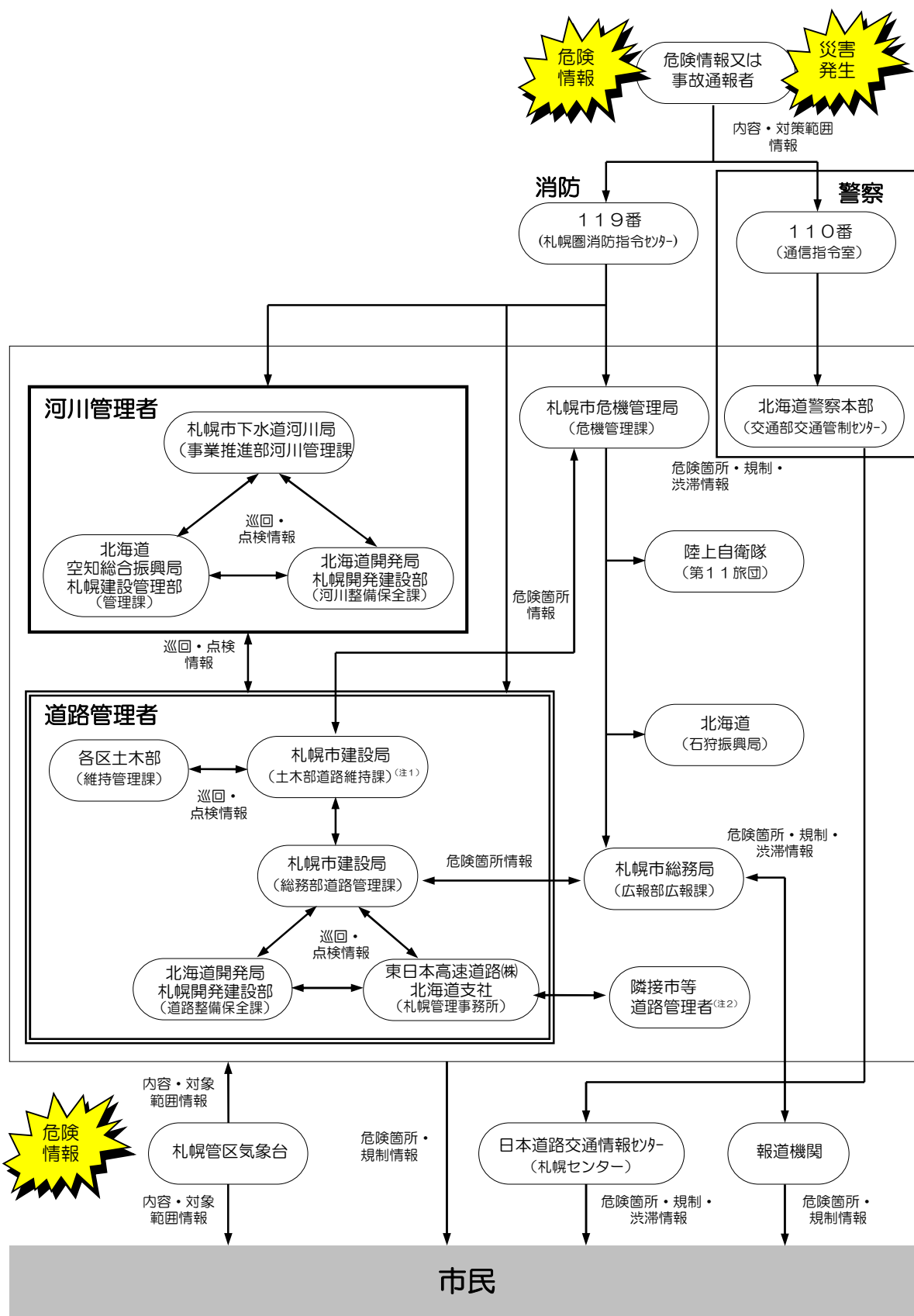
『札幌市地域防災計画（風水害対策編）』より

表 7 職員の動員・配備（雪害）

分類	基準	配備要員	活動内容
警戒配備	- 札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合 - 札幌市に大雪又は風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想される場合	危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、建設局、交通局、消防局、区及び教育委員会事務局	- 気象に関する情報及び災害情報等の収集・伝達 - 防災関係機関との連絡調整又はリエゾンの招集 - 災害危険地域等の警戒巡視 - 災害応急対策の実施 - 災害対策本部への移行準備
第1 非常配備	札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	概ね職員の1/3以上	- 災害対策本部の設置 - 災害応急対策の実施
第2 非常配備	- 複数区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 - 札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象特別警報が発表された場合	概ね職員の2/3以上	
第3 非常配備	市全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	全職員	

『札幌市地域防災計画（雪害対策編）』より

図 4 警戒配備時の情報連絡体制（地震・風水害・雪害）

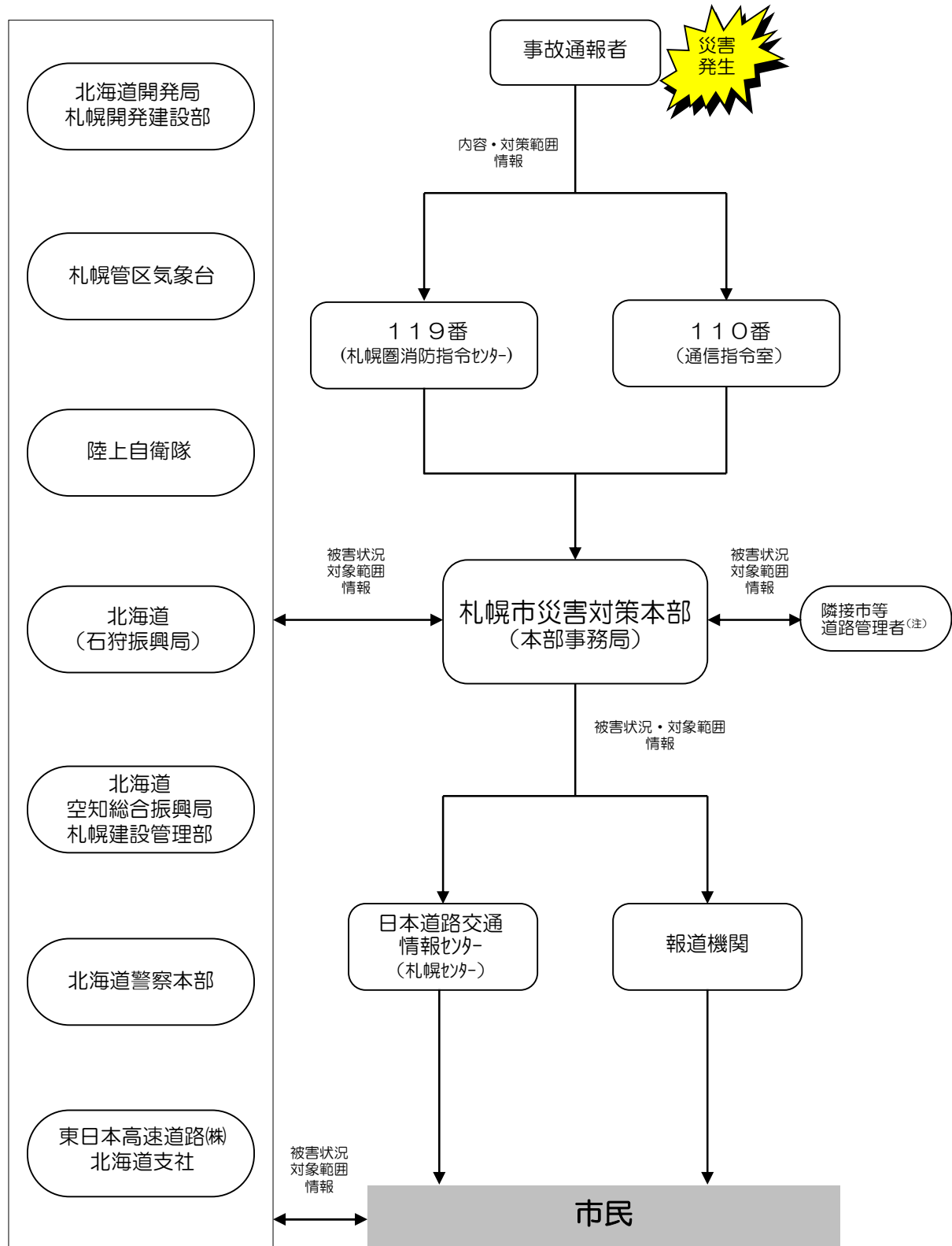


(注 1) 雪害においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。

(注 2) 札幌市域境の同一路線が対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。

隣接市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、江別市

図 5 非常配備時の情報連絡体制（地震・風水害・雪害）



(注) 札幌市域境の同一路線が対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。

隣接市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、江別市

(2) その他の原因による道路事故災害

トンネル火災、トンネル崩壊、橋梁損壊、多重衝突事故、危険物等流出事故 等
地震・風水害・雪害のような自然災害を原因としない事象とする。

ア 職員の動員・配備

その他の原因による道路事故災害が発生した場合は、道路管理者及び札幌市の関係部局は表8に示す配備体制をとり、対策に必要な職員を動員し、関係機関と連携して対策を実施する。

また、被害が甚大な場合においては、「札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程」に基づき、札幌市長の判断で必要な体制をとる。

表 8 職員の動員・配備（その他）

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	(1) 交通事故等で、死者及び負傷者の合計が15名以上となると予想されるとき (2) トンネル、橋梁等が崩落、落下し相当の被害が予想されるとき (3) 大規模なトンネル火災が発生したとき (4) 道路上へ危険物や毒劇物等が大量に流出し、被害が拡大するおそれがあるとき (5) 上記以外の社会的な影響の大きい、事故災害が発生したとき	危機管理局 総務局 保健福祉局 建設局 下水道河川局 消防局 区役所	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡体制 ③災害応急対策

イ 災害発生時又は発生のおそれがある場合の情報連絡体制

その他の原因による道路事故災害が発生した場合の情報連絡体制は、図 に示す通りであり、札幌市域境において道路事故が発生した場合、同一路線であれば情報連絡等を図る必要があるものと考えられるため、連絡体制に隣接市道路管理者（小樽市、石狩市、北広島市、江別市）を加える。

さらに、危険物等が流出した場合は、図 に示した以外に、関係する機関、事業者へ連絡を行う体制とする。

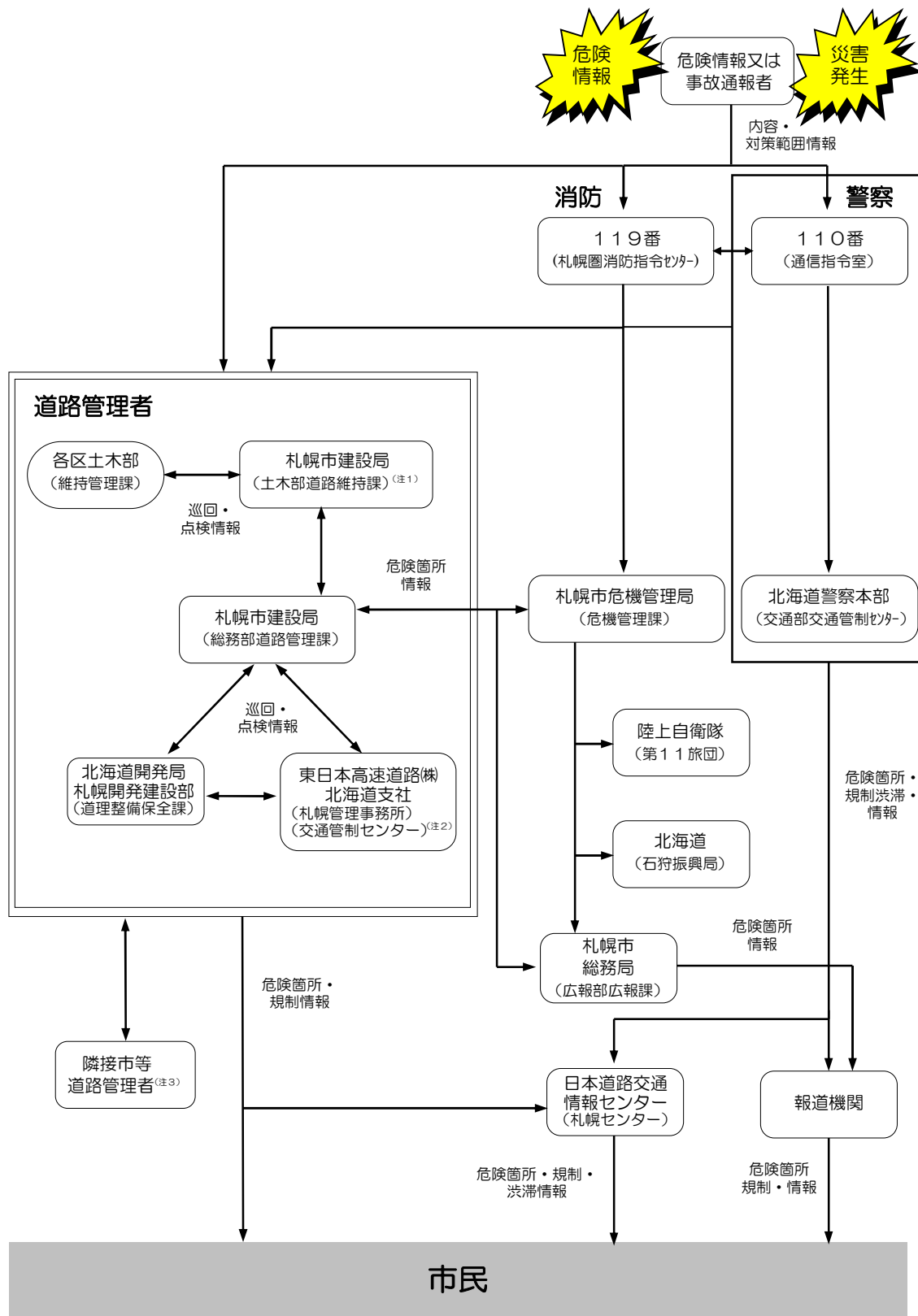
また、以下に示す対策活動を実施する。

- ①災害情報の収集及び伝達
- ②防災関係機関との連絡体制
- ③災害危険地域等の警戒巡視
- ④災害応急対策

ウ 非常配備時の情報連絡体制

非常配備時の情報連絡体制については、原則として図 に示した地震・風水害・雪害時と同様の体制となるが、上述の通り、必要に応じて隣接市道路管理者とも連携を図る。

図 6 災害発生時等の情報連絡体制（その他）



(注1) 冬季(11月～3月)においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。

(注2) 高速道路上の事故等の場合は、東日本高速道路株北海道支社交通管制センターへ情報伝達を行う。

(注3) 札幌市域境の同一路線が対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。

隣接市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、江別市

2 応急対策活動

(1) 消火・救助・救急

消防、警察及び道路管理者は、必要に応じて自衛隊と連携し、効率のよい活動を実施するとともに、自主防災組織等の地域住民との連携も考慮する。

(2) 避難・誘導

消防、警察、道路管理者及び市の関係する部局は、災害発生箇所周辺の住民・車両等に対して関係機関で連携し、安全な避難・誘導を実施する。

(3) 交通規制

災害の未然防止や、被害拡大防止のため交通規制を行うもの（表9）は、相互に十分な連携を図り、周辺の交通に対する混乱防止に配慮し、迂回路の設定や交通誘導を行う。

表 9 交通規制の実施者

実施者		交通規制を行う状況	内容	根拠法令
公安委員会		道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	歩行者、車両等の安全確保	道交法第4条
		道内に災害が発生し、また発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限	災対法第76条
警察署長等		道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	歩行者、車両等の安全確保	道交法第5条又は第114条の3
警察官		車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	車両等の通行の禁止、制限	道交法第6条又は第75条の3
			当該車両の移動、その他必要な措置	災対法第76条の3
自衛隊		通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	警察官がその場に行かない場合に限る、職務の執行	災対法第76条の3
消防	消防吏員	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	警察官がその場に行かない場合に限る、職務の執行	
	消防長又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	《火災警戒区域の設定》 区域からの退去、出入禁止・制限	消防法第23条の2
	消防吏員又は消防団員	火災が発生した場合	《消防警戒区域の設定》 区域からの退去、出入禁止・制限	消防法28条
道路管理者		道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合	区間を定めて通行を禁止、又は制限、理由、回り道等の道路標識の設置	道路法第46条 道路法第47条の4

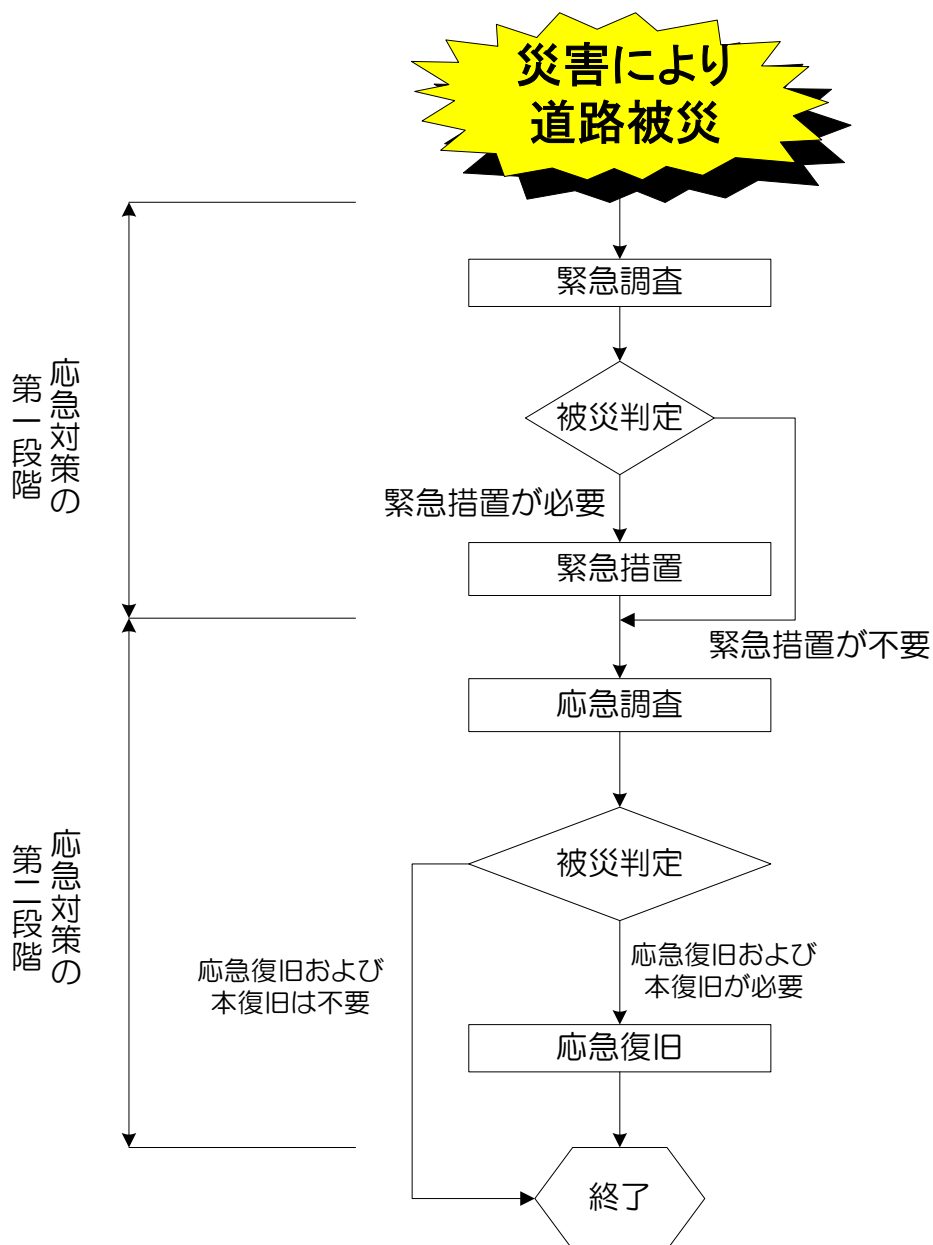
『札幌市地域防災計画（地震災害対策編）』より

（４）被災箇所補修及び緊急点検等

災害による道路が被災した場合、緊急輸送道路を優先的に調査・判定し、被災箇所の補修に必要な措置をとる。道路の調査・判定は、札幌市職員のほか札幌市設計同友会、災害防止協力会など関連団体の協力を得て実施する。

また、災害によっては、周辺の道路も含めた応急調査（巡回・点検）を実施する。

図 7 被災箇所補修及び緊急点検等の流れ



『建設局災害業務マニュアル』より

(5) 緊急時の除雪対策

冬季に道路事故災害が発生した時は、被災箇所の迅速な応急措置を実施するための資機材の輸送や復旧車両の通行を確保するために、緊急的に除排雪を実施する。

(6) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、市単独では対応しきれないときは、自衛隊への派遣要請によって、被災者の救助や支援を実施する。

札幌市長（本部長）は、次の事項を明らかにした文書をもって、石狩振興局長に依頼する。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話などにより依頼し、速やかに文書を提出する。

表 10 自衛隊の派遣要請

派遣要請事項	直接要請
○ 災害派遣及び派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	札幌市長は、人命の緊急救助に関し、石狩振興局長に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等のときは指定部隊の長に直接通報することができる。（この場合、速やかに石狩振興局長に連絡し、正規の手続きをとる。）

(7) 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、下記の協定等に基づき他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

- ・ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- ・ 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定
- ・ 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- ・ 大都市災害時相互応援に関する協定
- ・ 北海道広域消防相互応援協定

(8) その他

交通事故により、危険物、毒劇物等が流出したときは、道路管理者、警察及び消防は、流出物、流出量、河川、下水への流出危険等を確認し、必要に応じて関係機関へ連絡を行うとともに、運搬事業者と連携して、被害の拡大防止を図る。

3 道路事故災害時における対応シナリオ

道路事故災害発生時における対応シナリオを以下に示す。

表 11 道路事故災害対応シナリオ

		災害警戒期 (風水害・雪害のみ対象)	災害応急対策期 (全ての道路事故災害を対象)	災害復旧対策期 (全ての道路事故災害を対象)
想定される 災害状況		▽注意報発表 ▽警報発表	道路事故災害の発生 ▽道路施設に被害発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・▽応急措置完了 ▽火災の発生・・・・・・・・・・・・・・・・▽消火 ▽負傷者・死者の発生・・・・・・・・▽搬送完了 ▽その他危険箇所を発見 ▽交通渋滞の発生・・・・・・・・・・・・・・・・	▽復旧措置・・・・・・・・・・▽本復旧完了 ▽交通渋滞の沈静化
防災関係機関の 対応	道路 管理者	情報収集 （気象情報） 巡回・点検 点検状況 ⇒★道路管理者・河川管理者	情報収集 （被災箇所・規模の把握） 緊急措置の実施 被災箇所の被災判定・他の道路施設の点検・通行止め等通行規制・補修等 （警察との調整） 報告・連絡 （危険箇所）→他道路管理者・消防・警察・市関係局 （通行規制・交通状況）→他道路管理者・警察 （応急措置状況）→他道路管理者・市関係局	復旧措置の開始 報告・連絡 （復旧措置状況）→他道路管理者・市関係局 （通行規制等） →他道路管理者・警察・市関係局・消防
	河川 管理者	情報収集 （気象情報） 巡回・点検 点検状況 ⇒★道路管理者・河川管理者	情報収集 （被災箇所・規模の把握） 報告・連絡 （被災箇所・規模・対応等）→道路管理者・他河川管理者・市関係局	
	消防	情報収集 （気象情報）	情報収集 （被災箇所・被災者情報・災害規模・被害状況等） 消火・救助・救急活動 水防活動 報告・連絡 （活動内容・被害状況）→市関係局・道路管理者・警察	
	警察	情報収集 （気象情報）	情報収集 （被災箇所・被災者情報・災害規模・被害状況等） 緊急措置の実施 （交通規制の実施・被災者の救援・捜索、避難誘導等） 報告・連絡 （被害状況・交通規制等）→道路管理者・市関係局・消防・報道機関	交通規制解除の調整 ⇒ 交通規制の解除 報告・連絡 （交通規制等）→道路管理者・報道機関
	札幌市 (上記関係部以外)	情報収集 （気象情報）	情報収集 （被災箇所・被災者情報・災害規模・被害状況等） 災害対応の総合調整 ≪災害対策本部・危機管理局≫ 報告・連絡 （被害状況・交通規制等）→道路管理者・市関係局・消防・報道機関・その他 情報提供及び収集 ≪総務局・危機管理局≫→市民・報道機関 医療調整 ≪保健福祉局≫ 避難指示等 ≪市長≫ 避難所の開設 ≪区役所≫ 水防活動 ≪区役所≫ 応急措置 ≪関係区・局≫ 災害対策本部の設置 石狩振興局長への自衛隊の派遣要請 ≪市長≫	広報 （規制解除区間）→市民・報道機関 （復旧措置状況）→市民・報道機関

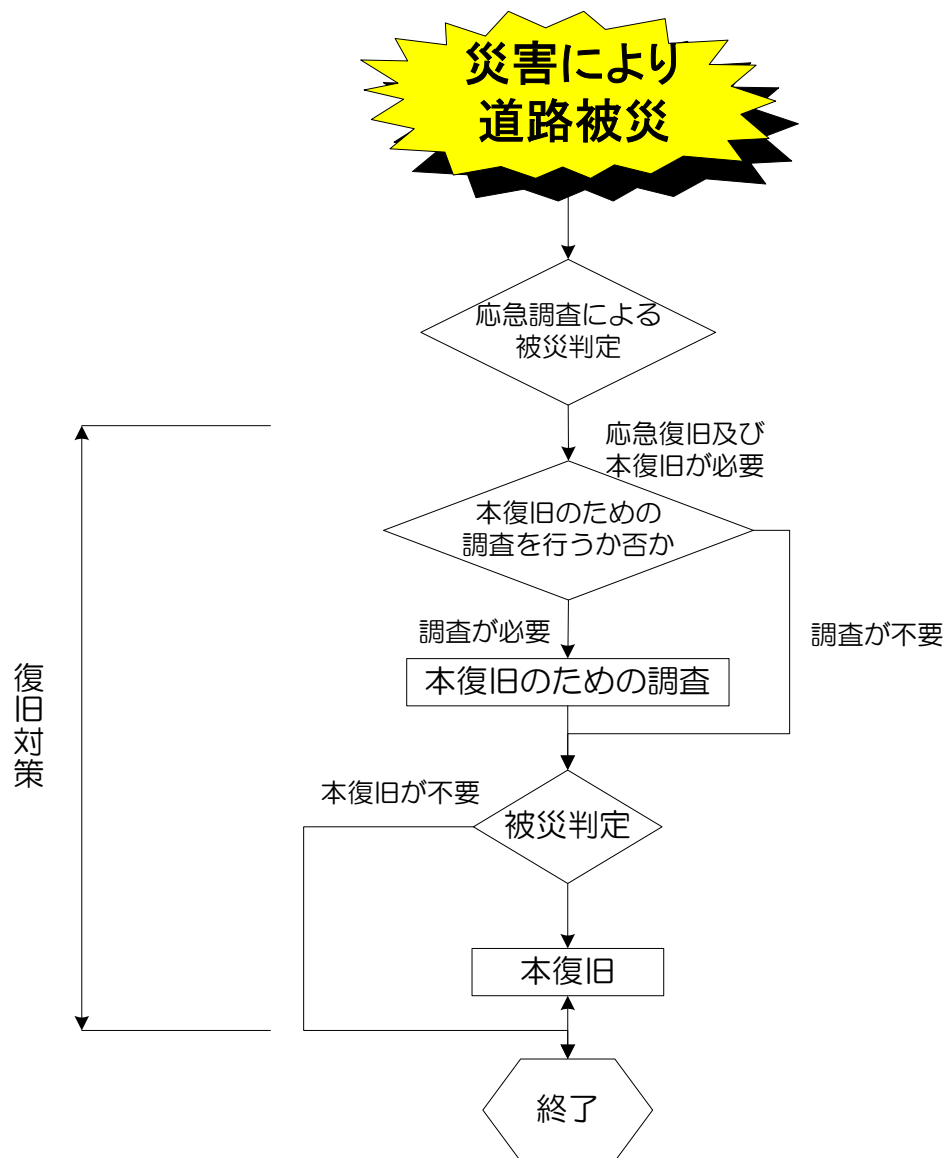
(注) 河川管理者は主に風水害時の対応。

第4章 災害復旧対策計画

1 道路復旧事業の実施

災害により被害を受けた道路については、円滑かつ計画的な復旧事業を進める。

図 8 被災箇所補修及び緊急点検等の流れ



『建設局災害業務マニュアル』より

2 復旧対策活動状況の情報連絡及び広報活動

災害によって道路の被害状況は異なるが、復旧するまでの期間が長時間になるほど、地域住民や交通渋滞等の影響を及ぼす。

そのため、特に周辺道路と災害発生箇所の道路との道路管理者が異なる場合には、道路管理者間で情報交換を実施し、市民等についても広報を実施する。

3 財政援助等道路復旧事業に関する法令

地震・風水害・雪害などの自然災害による道路事故災害について、国が財政援助を行う場合の事業等及び根拠法令は、表 12 の通りである。

表 12 法律等による財政援助等（自然災害対象）

道路復旧事業に関する法律等
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ○道路法

また、甚大な災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されており、いち早く道路復旧事業を実施する。

表 13 激甚法による財政援助

	道路復旧事業に関するもの
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業

札幌市地域防災計画（道路事故災害対策）

平成 16 年 7 月策定
平成 17 年 3 月発行
令和 8 年 6 月修正

市 政 資 料 番 号	01-P02-04-989
関係部局保存期間	永年

編集・発行 札幌市防災会議事務局（札幌市危機管理局）
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
TEL (011) 211-3062 FAX (011) 218-5115
